

指導部だより 第7号

新年度・新学期の環境の変化に伴う事故の増大に加え、新しい環境での生活に慣れ始めたこれからの時期も事故が増大する傾向にあるそうです。ゴールデンウィーク中には、出かけることも多くなると思いますが、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めることを徹底してほしいと思います。下記の項目の中で、自分ができているところにチェックを入れ、交通ルールやマナーについて再度確認しましょう。



【自転車乗車時における交通ルールやマナーを確認しよう】

- ☐ 自転車で車道を走るときは、**車道の左側を通行**する。
- ☐ 自転車で歩道を走るときは、**自転車通行帯内を通行**する。
(自転車通行帯がない歩道では、**車道側を通行**する。)
- ☐ 自転車で通行する時は、**歩行者を優先**する。
- ☐ 自転車の**二人乗りや並進**はしない。
- ☐ 雨が降っていても、**自転車**で傘差し運転はしない。
- ☐ 自転車に乗りながら、**スマートフォンやイヤホン**は使用しない。
- ☐ **横断歩道上は、自転車を降りて引く**。
(横断歩道の外は、自転車を乗車してもよい。)
- ☐ 交差点等を渡る場合は、**青信号であっても、「一旦止まる」「左右をよく見る」「車が止まっている(車がない)」ことを確認**する。
- ☐ 横断歩道や交差点等を渡る場合、渡り終わるまで「車が向かってこないか」確認しながらゆっくりと渡る。(青信号でも、交差点内に車が突っ込んでくることがある。)
- ☐ 夕方以降の**夜間に自転車にのる場合は、ライトをつける**。
(歩行者は反射材等で自分の存在を他者に知らせる。)

チェックの個数

- 10個・・・油断せず、交通ルールを守り続けましょう。
- 8～9個・・・交通事故の可能性大です。すぐに改善しましょう。
- 6～7個・・・いつ命を失ってもおかしくありません。すぐに改善しましょう。
- 5個以下・・・命を守るため、自転車には乗らないようにしましょう。

あなたの命を守る



自転車ヘルメットをかぶりましょう

※改正道路交通法により、自転車乗車時にはヘルメット着用の努力義務があることをふまえ、登下校以外で自転車に乗車するときも、ヘルメットを着用しましょう。